１．開催年月日

総務常任委員会　　令和５年９月20日（水曜日）

２．議　　題

議案

市第81号　高知市職員給与条例の一部を改正する条例議案

市第86号　高知市火災予防条例の一部を改正する条例議案

市第91号　重要文化財（建造物）旧関川家住宅主屋ほか４棟保存修理工事請負契約締結議案

請願

請願第２号　ＬＧＢＴ理解増進法下における高知市ガイドラインの策定及び高知市の現状を把握し，公表を求める件

報告事項

・令和５年度事務事業評価結果について（防災対策部，財務部，消防局，市民協働部，総務部）

・債権放棄について（財務部，市民協働部）

・令和５年度県営工事負担金について（防災対策部）

・高知市が締結する協定（令和４年度締結分）（防災対策部）

・高知市文化プラザ長寿命化整備事業について（総務部）

・第３期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について（総務部）

３．出席委員

浜口佳寿子　委員長

神岡　俊輔　副委員長

岡田はるか　委員

木村　　亘　委員

大久保尊司　委員

上田亜矢子　委員

大田　芳男　委員

浜口　卓也　委員

清水おさむ　委員

４．欠席委員

なし

５．説明のために出席した者

本山　和平　消防局長

片田　　浩　消防局消防局担当次長

坂田　弘之　消防局消防団担当次長

堅田　　学　消防局消防署担当次長中央消防署長事務取扱

鎌倉　幸一　消防局総合指令担当参事総合指令課長事務取扱

西川　宜孝　消防局参事総務課長事務取扱

中城　純一　市民協働部長

山脇　弘道　市民協働部副部長

林　　充　総務部長
谷脇　由人　総務部副部長
金田　暁彦　総務部ＤＸ推進担当参事
西成　英丈　総務部政策推進室長
ほか関係職員

〔午前10時０分開会〕

浜口佳寿子委員長
ただいまから総務常任委員会を開会します。
昨日に引き続き，議案の審査を行います。
市第86号議案の説明を消防局に求めます。
本山和平消防局長
事前にお配りさせていただいている資料で御説明させていただきます。
９月議会に消防局から提出しているのは，予算外議案の条例議案１件です。
市第86号高知市火災予防条例の一部を改正する条例議案の改正内容は，対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い，急速充電設備の定義及び火災予防上必要な措置の見直しを行うとともに，喫煙等の標識に係る規定の整備を行うものです。
２ページの資料１を御覧ください。急速充電設備について，電気自動車等の普及に伴う高出力化へのニーズの高まりを受け，国において検討した結果，新たな火災危険性が確認されなかったことから，条例による設置届出の範囲を拡大するとともに，設置や構造の規制を一部緩和するものです。
主な改正内容として，今回の改正により，出力の大きさに関わらず，コネクター型による充電設備を急速充電設備と定義するものです。
設備や構造に関する改正内容としては，充電ポストの筐体は，不燃性の金属材料の規制がなくなり，屋外に設けるものには建物からの離隔距離も規制対象外とし，変圧機能を有する設備本体と充電ポストで構成するものを新たに分離型の急速充電設備として規定するものなどとなっています。
次に，喫煙等に関する改正内容は，平成30年に健康増進法が施行され，同法に定める喫煙所の標識の設置が義務づけられたことに伴い，今まで火災予防条例で定めていた喫煙等の標識については，健康増進法で規定する標識が設置されている場合には設置しなくてもよいこととし，あわせて禁煙及び火気厳禁の標識についても，国際規格，国内規格に統一する旨の改正内容となっています。
施行日は令和５年10月１日となっています。
ちなみに高知市内に現在，急速充電器として届出があるのは８件で，ほかに自動車販売会社のディーラーであるとか，ドラッグストアとかホームセンターといったところにも設置されていますが，これらは50キロワット以下ですので，届出の必要がないものとなっています。
浜口佳寿子委員長
ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

清水おさむ委員

変電設備としての規制を受けていたものを急速充電器として規制するということで，（２）の定義は置いておいて，イ，ウ，エ，オのように変わるということを，８件の対象者には，どのように周知されるのか，お聞きします。

本山和平消防局長

現状，届出をいただいているのは８件で，このうち６件は，届出の義務がなかったものの，令和３年４月までに届出をいただいているものです。３年４月以降に50キロワットを超えるものについては届出の義務があり，これが２件となっています。

今回の改正については，その届出時の条例が適用されますので，これまで届出が出されているところに新たに説明することは考えていません。今後，届出が出てくるところには，先ほど質問のありましたイ，ウ，エ，オを説明していきたいと考えています。

浜口佳寿子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ，市第86号議案に対する質疑を終結します。

次に，報告事項の説明を求めます。

本山和平消防局長

消防局から，令和５年度行政評価（事務事業評価）を報告させていただきます。

行政評価（事務事業評価）１次評価結果の441ページをお願いします。

まず，先ほど正誤表をお配りさせていただきましたが，冊子に記載の誤りがありましたので，訂正させていただきます。441ページの４番になりますが，令和４年度の投入コストで，①事業費，財源内訳の市債部分5,680万円が5,600万円の間違いで，それに伴い，総コストの6,724万円が6,644万円に，市民１人当たりのコスト212円が209円にそれぞれ修正となっていますので，お手数ですが御確認をお願いします。

それでは，消防局で評価した事務事業から，441ページの強靱な消防水利の整備について御報告します。

まず，消防局では，大規模自然災害発生直後から，人命を最優先して消火，救助，救急活動等が迅速に行えるよう，消防体制の強化に取り組んでいるところです。

１，事業の位置づけは，2011高知市総合計画の大綱02まちの環，政策13，災害に強く，安全に暮らせるまち，施策46，消防・救急・医療体制の強化です。

２，事業の根拠，性格については，消防法や消防水利の基準，また消防局が令和２年４月１日に策定した高知市消防水利整備基本計画に基づき実施しているものです。

３，事業の目的，内容等は，南海トラフ地震等大規模地震災害が発生した際に，水道管破損等により消火栓が使用不能になった状況においても，消火に必要な消防水利を確保し，確実に消火活動が行えるようにするものです。

４，事業の実績等ですが，まず評価指標Ａの要整備メッシュの充足率については，市内の市街地など，居住家屋が一定数存する地域を500メートル四方で方眼した全778メッシュに対して，消防水利を毎年13メッシュ，1.6％を増加させるよう整備を進めるものです。

なお，令和４年度は，防火水槽で３メッシュ，耐震性消火栓で17メッシュの増加となってお

り，５年４月１日時点の充足率は25.96％，充足メッシュ数は202となっていることから，総合計画第１次実施計画の目標を上回る実績が上げられました。

また，評価指標Ｂの自然水利等の消防水利指定を行うメッシュ数については，河川などを管理する関係機関と協議調整を行い，年間３メッシュ以上，自然水利等の消防水利指定を行うもので，令和４年度は11か所９メッシュを追加させていただき，合わせて指定水利等防火水槽等で29メッシュを増加させています。

次に，投入コストですが，１，事業費は5,600万円で，内訳としては耐震性防火水槽が2,300万円で，土佐山桑尾に100トンの水槽を設置しました。耐震性の消火栓が57基の設置で3,300万円となっています。人件費については，所管課及び担当署所において事業実施に係る人件費を概算でコスト算出したもので，1,044万円となっています。総コストは6,644万円，市民１人当たりのコストは209円です。

次に，５，評価指標で表せない事業成果，課題等ですが，耐震性防火水槽の設置に関しては，高知市消防水利整備実施計画に基づき整備を進めていくこととしていますが，財源の確保や財政状況から予算確保が不確定であること，また耐震消火栓整備についても，上下水道局の水路管布設替えに伴い設置しており，消防局ではコントロールができず，目標を定めにくいことが課題となっています。

６，所属長評価ですが，まず事業実施の必要性は，消防水利の確保は，発生が危惧される南海トラフ地震に備えることはもとより，通常時においても消火活動には必要不可欠なもので，必要性は高く，市民ニーズについても住民の生命，身体，財産を火災から守るという消防の任務の核となるものであり，施策体系等での位置づけについてはＡで，それに結びつく市民ニーズの傾向はＡ，非常に多いと評価しました。

事業内容の有効性，成果の達成状況は，先ほど５，評価指標で表せない事業成果等で述べたとおり，事業推進に際し，予算確保面や事業の進捗を上下水道局の事業進捗に左右されることから，コントロールが難しいものの，実績としてはＢ，おおむね達成としています。

事業内容については，河川などの自然水利を有効に活用するため消防指定水利に位置づけていますので，今後，積極的な水利指定を進めていく必要があることから，Ｂ，おおむね妥当と評価しました。

事業実施の効率性については，高知市消防水利整備方針に基づき策定した基本計画，実行に移すための実施計画，事業展開するための手法を示した管理要領等に基づき，条件や基準等を明確化し，適切に実施しているため，事業実施手法はＡ，現状が最適であるとし，事業統合，連携等は，他の消防業務と並行しながら事業を進めるとともに，耐震性防火水槽設置工事については，工事受託課と連携を密にしており，Ａ，現状が望ましいと評価しました。

事業実施の公平性は，対象が市内全域で，公平性及び受益者の偏りはなく，Ａ，極めて公平性が高い，受益者負担の適正化はＡ，適正な負担割合であると評価しました。

総合点は18点，総合評価はＡ，事業継続としています。

最後に，７，部局長評価も同様にＡ，事業継続としました。

本事業は，住民の身体，生命及び財産を火災から保護するため，消防機関がその任務と責任を担う消火活動に欠かせない消防水利を確保するための事業であり，南海トラフ地震等発生時における大規模火災や津波火災等にもしっかり備える必要があり，体制強化は必須と考えています。

説明は以上です。

浜口佳寿子委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

浜口卓也委員

大規模災害，地震等で火災が起きることは想定されていて，その水利を確保した上で耐震性があるという説明ですけれども，果たして消防車等がそこまで行けるのかどうかが問題です。あと，地域の方々，分団員の方とかに，この水利の場所とか使い方は分かるようになっているのか御説明いただきたいと思います。

本山和平消防局長

まず，１つ目の消防車がそういったところまで行けるかどうかという部分は，震災が起こって倒壊家屋がどのようになっているかもありますが，取りあえず４車線以上の道を使いながら行く形で警防計画をつくっています。

また，津波火災といいますか，津波が起こって長期浸水になったエリアで火災が起こった場合も想定されますので，津波火災の警防計画もつくっており，今，実施計画に移るところで，これから実証していくところです。津波で長期浸水になっているところは，消防車が行けない可能性が高いので，ゴムボートに小型ポンプを積んで，水面の水を吸ってボートから放水する訓練を，分団も含めて２年ぐらい前から検証させていただいています。車が行けないところ，主に長期浸水のところですけれども，その辺りを想定しながら，分団も含めて徐々に消火体制を強化しているところです。

もう一点，水利の場所については，現状分団の車にもナビみたいなものがついており，もちろん災害地点が出るのは浜口委員も御存じだと思いますけれども，水利の情報もナビに出ますので，それを確認しながら消火活動をしていただくようになっています。

また，分団の方は，震災になると，ほかのところまで行く余力はないと思いますので，主に管轄の地域での消火活動が多くなってくると思います。そこは常日頃から各分団で地元の消防水利を確認していただいていると思います。なお，ナビのような動態システムで，自分の車がどこにあって，消火栓がどこにあるという表示は，今ハード的な整備が済んでいるところですので，またその辺りも含めて，分団の方に周知していかなければならないと思っています。

神岡俊輔副委員長

耐震性防火水槽は，計画に基づく予算確保に苦慮しているということですけれども，詳しく説明していただけますか。

本山和平消防局長

あまり予算のことを言うと財務部に怒られるんですけれども，市全体の予算が厳しい中で，現状，各部局で満額をここまでで抑えてほしいという財務部からの指示もあり，消防局の中で優先順位をつけていく中で，車両の更新であったり，毎日使うようなものであったりがどうしても優先順位が高くなっています。あとは，この間も御質問いただきましたけれども，分団の屯所の建て替えや，この防火水槽もかなり金額がかかりますので，優先順位の中で，今のところ２年に１回の設置になったり，分団も２年に１回で整備していくような形になっています。

御説明させていただいたとおり，778メッシュのうち202メッシュ，25％ぐらいしかまだ進んでいませんけれども，ここは耐震性防火水槽よりも，高知市内は７河川が通っていますので，

何とか自然水利を震災時に利用できるような形で，３年ぐらい前からその辺りの整備を進めており，着実に進めてきています。最終的には，自然水利をしっかり確保しながら，消防道路であるとか，しっかり車両がつけるところを明示しながら，耐震性防火水槽によらずとも震災時でも水利がしっかり確保できるような形を取っていきたいと考えています。

神岡俊輔副委員長

自然水利は計画してやられていますので，それはいいと思うんですけれども，今回自分が質問させてもらった学校のプールの問題についても，消防の水利としては非常に有効なものだと思います。７番の部局長評価にもあるように，火災対応は消防にしかできないことなので，水利については，もっと貪欲に予算を求めていっていただきたいと思います。

大田芳男委員

さっきの説明で，ボートへ乗せて消火すると聞きましたけれども，素材はゴムと，プラスチック，ＦＲＰとあると思いますが，その割合はどうなっていますか。

それから，今後防災のために使うのでしたら，ＦＲＰがいいと思いますけれども，そこはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

本山和平消防局長

ゴムボートが大半でして，現在ＦＲＰを使っているのは春野南分団に１艇だけで，消防局には予備で６艇か７艇，昔のＦＲＰボートがありますけれども，ゴムボートも今は瓦礫が当たっても破れないような素材でできていますので，順次ゴムボートに替えていっています。消火の小型ポンプを積んで訓練しているのも，今ゴムボートでやっていまして，これも割としっかり放水ができて有効な状況になってきています。ＦＲＰのほうが瓦礫のところへ行くにはいいんですけれども，やっぱりふだん使いであるとか，そこまで持っていくのが大変になります。例えば，分団にもゴムボートを配備していますけれども，現場まで持っていく手段というと，常備消防には，ボートトレーラーを構えているんですけれども，非常備消防にはまだ構えられていなくて，それぞれの車の天井とか，ポンプ車の上に積んでいっていただくようにお願いしています。ＦＲＰになると，運搬が課題になってきますので，現状ゴムボートを各分団，各所に配備している状況です。

浜口佳寿子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ，消防局に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

〔午前10時23分休憩〕

〔午前10時25分再開〕

浜口佳寿子委員長

再開します。

それでは，市民協働部からの２件の報告事項について，一括して説明を求めます。

中城純一市民協働部長

それでは，報告事項２件について，所管課から御説明させていただきます。

まず，令和５年度事務事業評価結果について，交通戦略課から御説明します。

出口忠彦交通戦略課長

それでは，令和５年度行政評価の５ページをお願いします。

部局順に事務事業の評価結果一覧をまとめています。市民協働部は下段に記載の17事業ありますが，このうち31番，交通戦略課のデマンド型乗合タクシー運行補助について評価結果を御報告します。

85ページをお願いします。１，事業の位置づけとして，総合計画の大綱05，まちの環を実現するため，政策12，便利で快適に暮らせるまちで基本方針を示し，施策41，安全で円滑な交通体系の整備で目的達成の具体的な方策として位置づけています。

施策の目的に記載のとおり，利便性の高い快適な交通環境の実現に向けて，広域交通ネットワークの強化と都市内交通の円滑化，日常生活の移動手段を確保するため，利用促進しながら，地域の実情に応じた公共交通体系の構築を目指すとしています。

次に，２，事業の根拠，性格は，高知市地域公共交通計画，高知市交通基本計画の両計画に基づき実施しています。

３，事業の目的，内容等は，平成24年度から，公共交通利用者を対象にバス路線の維持が困難な地域において，将来にわたり持続可能な公共交通を確保するため，路線バスに代わってデマンド型乗合タクシーを確保し，ダイヤや便数，運賃など，運行内容の見直し，改善に取り組んでいます。

評価指標は，デマンド型乗合タクシー利用者数です。運行を維持，確保するとともに，適宜改善を図ることで高齢者等の利用増につなげ，年１％増を目指すという考え方の下，設定しています。

４，事業の実績等は，新型コロナの影響を受けた令和２年度から目標値を下回る実績となりました。

５，評価指標で表せない事業成果，市民満足度，その他課題点は，運行を継続することにより，高齢者等の移動手段を確保するとともに，令和４年度からはバス停への接続だけでなく，地域の量販店等へも直接乗り入れを行うなど，地域内のコミュニティ交通として利便性を向上させています。また，タクシーの運転手不足が顕在化していますので，今後の事業継続の課題と捉えています。

次に，６，所属長評価は，事業実施の必要性，有効性，効率性，公平性の観点から評価しています。

初めに，事業実施の必要性の①施策体系等での位置づけは，評価内容の説明欄に記載のとおり，総合計画の施策，安全で円滑な交通体系の整備に位置づけられています。②市民ニーズの傾向は，バス路線が廃止，減便された地域を対象にデマンドタクシーを運行していることから，需要は増加傾向にあります。これらのことから，①，②はＡ評価としています。

次に，事業内容の有効性の③成果の達成状況は，コロナ禍の影響により利用者数は目標達成に至らず，Ｃ評価としました。

④事業内容は，利用が少なく廃止となった路線バスの代替手段であるため，もともと乗り合う人数は少なく，タクシーが妥当であることから，Ａ評価としています。

次に，事業実施の効率性の⑤事業実施手法は，委託等とも比較し，事業コストや事務量抑制の面でも適している運行補助で事業を実施しています。⑥事業統合，連携，コスト削減は，予

約型運行のため，効率的な運行ができ，コストは最小限に抑えられていることから，⑤と⑥はＡ評価としています。

次に，事業実施の公平性の⑦受益者の偏り，⑧受益者負担の適正化は，バス路線が廃止された地域を対象に実施していることから，偏りはなく公平性は保たれており，また運賃も路線バスと同等に設定していることから，対象経費についても妥当と考えており，⑦，⑧はＡ評価としています。

これら評価を反映しまして，総合点は18点，総合評価はＡ，事業継続としています。

最後に，７，部局長評価の総合評価は，右の評価理由，今後の方向性等に記載のとおり，人口減少，少子・高齢化が著しく，利用が少ない市周辺部の地域公共交通を維持するために有効かつ効率的な事業であることから，事業継続しつつ，利便性向上と導入地域の拡充を今後も検討するとして，事業継続のＡとしています。

佐竹真湖人権同和・男女共同参画課長

続いて，住宅新築資金等貸付金の債権放棄について御説明します。

事前配付資料の１ページを御覧ください。まず，文言の誤りについて訂正をお願いします。

②事業内容のところですけれども，（旧）高知市住宅新築資金等貸付，その次の金等貸付の削除をお願いします。住宅新築資金等貸付条例に基づきが正解になります。

まず，１，住宅新築資金等貸付金制度の概要について御説明します。この事業は，①事業目的に記載のとおり，歴史的，社会的理由により，生活環境の安定向上が阻害されてきた地域の環境の整備改善を図るため，同和地区における住宅の新築もしくは改修または住宅の用に供する土地の取得について，市が予算の範囲内で必要な貸付けを行うことにより，公共の福祉に寄与することを目的とするものです。

②事業内容は，旧の高知市住宅新築資金等貸付条例に基づき，昭和45年度から平成８年度までを実施期間として，住宅の新築，改修，宅地取得に係る資金の貸付けを行いながら，併せて貸付金の回収を行う事業として実施してきました。８年度をもって貸付業務を終了し，９年度以降は資金の回収に係る業務のみとなっています。

③事業実績ですけれども，貸付けの種類は住宅新築資金，住宅改修資金，宅地取得資金の３種類となっており，平成８年度の事業終了時点で，こちらの表のとおり，合計件数2,941件を貸し付け，その総額は153億7,487万円となっています。こちらは，利子を含んでいません。

徴収実績は，下の表のとおりですけれども，令和４年度末で合計収入済額が189億1,433万9,753円，収入未済額は２億2,134万854円で，徴収率は98.84％となっています。

２，今回の債権放棄事例の概要ですけれども，①債権放棄する貸付金は，住宅新築資金貸付金が１件，当初の貸付金額が700万円です。また，宅地取得資金貸付金が１件で，当初貸付金額は300万円となっています。また，本人から収納済みの額は住宅分が６万3,561円，宅地分が５万1,537円で，合計11万4,918円となっており，両貸付金の債務者は同一人物です。

③債権放棄額になりますけれども，住宅新築資金貸付金が735万8,408円，宅地取得資金貸付金が292万4,680円で，計1,028万3,088円となっています。年２％の利子が加算されてこの金額になっています。

④債権放棄の理由になりますけれども，債務者の破産免責の決定によるものです。

また，連帯保証人２人のうち１名は死亡，１名は無資力となっており，平成12年に抵当権実行による競売申立てを行い，住宅分148万3,550円，宅地分83万9,256円をそれぞれ配当済みで

す。

３番には，今回の債権放棄に関する法令をお示ししています。

債権放棄案件は，地方自治法第96条第１項第10号に定められた議決事件となりますが，高知市債権管理条例に基づき，第14条第５号，破産法の規定によるものを債権放棄理由として市長の専決で債権放棄を行いましたので，本日，御報告するものです。

２ページを御覧ください。今回の債権放棄案件について，詳細を説明させていただきますので，放棄に至る主なてんまつを御覧ください。

まず，住宅新築資金ですが，貸付年月日は昭和55年９月19日で，貸付利率は先ほども申しましたように年２％です。償還期間は，55年10月末日から平成17年９月末日までとなっており，25年間300回払いの契約となっていました。

平成11年12月31日を期限として，納期前繰上償還請求を行いましたが，支払いはなく，期限の利益を喪失しました。12年に不動産抵当権の実行による競売申立てを行い，配当金を収納しました。

借受人についてですけれども，初年度に数回償還した後，支払いが途絶えてしまいました。平成22年10月に支払い督促申立てを行い，23年２月１日に判決が確定し，債務名義を取得しましたが，その後破産手続が開始され，23年５月12日に破産免責となりました。

連帯保証人①についてですが，借受人と共に平成22年に支払い督促申立てを行い，債務名義に基づき調査を行いましたが，預金は少額しか見当たらず，差押えに至りませんでした。その後も催告を繰り返しましたが，返済には至らず，令和３年３月23日に時効期間満了となっています。

連帯保証人②ですけれども，こちらの方は昭和61年11月に死亡されています。

令和２年に相続人である妻に接触し，聞き取り調査をしたところ，夫の死後すぐに相続放棄の手続をしたが，当時の資料は全て破棄しているという話がありました。裁判所に相続放棄の申述の有無を照会しましたが，昭和63年以前のものは調査ができない，残っていないという回答がありました。その後，令和３年２月１日で時効期間が満了となっています。

下の段が宅地取得資金ですけれども，貸付け年月日は昭和55年７月28日で，利率は，住宅新築資金貸付金と同様で年２％，25年間300回払いで，償還期間は55年８月末から平成17年７月末日までの契約となっていました。

借受人，連帯保証人①，②のてんまつについては，上記の住宅新築資金と同じです。

なお，最終貸付け年度である平成８年度の貸付金の償還期間が令和３年度で完了しましたので，現在の未収金は滞納繰越分のみとなっています。今後も債権放棄を含めて適切な徴収事務に努めていきたいと考えています。

浜口佳寿子委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

最初に，令和５年度事務事業評価結果について質疑はありませんか。

大久保尊司委員

４，事業の実績等について，令和２年度と４年度で，４年度は利用者数が減っているんですが，決算額が増えている理由を教えていただけますか。

出口忠彦交通戦略課長

決算額は増額になっていますが，令和２年度から新型コロナウイルスの影響が生じてきてい

まして，ふだんは，セダン型のタクシーに乗り合いで乗っていただいて，通常３名で乗車していただいているところを３密回避で２名にしていますので，利用者数としてもコロナ禍で減っていますし，台数としては増えることになりますので，こういった食い違いが出てきています。

大久保尊司委員

台数が増えただけで，業者が増えているわけではないと理解していいですか。

出口忠彦交通戦略課長

そのとおりです。

大久保尊司委員

所属長評価の⑥で，予約型とすることで効率的な運行となりコストは最小限に抑えられていると記載がありますが，ここをもう少し詳しく説明してください。

出口忠彦交通戦略課長

例えばですけれども，路線バスの場合は一人も乗っていない，いわゆる空バスの場合でも空バス運行が発生しますが，予約型にすることで，必ず１人は乗っていることになります。予約がなければ運行しませんので，例えば，全体で８便あったとしても，予約がある２便だけが運行するといったことになりますので，予約型にすることで無駄な運行を減らせることができ，運行コストが最小限に抑えられていると判断しています。

大久保尊司委員

それは，タクシーにとっても行政にとってもという解釈でいいですか。

出口忠彦交通戦略課長

そのとおりです。

清水おさむ委員

新人議員がいらっしゃるので，そもそもどこを走っているのかということと，走っている地域ごとに，利用者数の実績をどう把握しているかを説明していただきたい。

出口忠彦交通戦略課長

このデマンド型乗合タクシーは，平成24年からスタートしており，鏡，土佐山，春野の沿岸部といった路線バスが撤退した地域をタクシーで，それも予約型で運行しています。現在，鏡，土佐山，春野，行川，円行寺，御畳瀬，浦戸，久重，布師田，一宮，大津の大津バイパスのあたり，それから三里，種崎という市内周辺部の12地域を走っています。

利用状況は，導入当初からどの地域も増加傾向にあり，令和４年度は，事業の実績等にもあるように，３万2,626人の方が利用されていますけれども，５年度の今の実績でいきますと，３万5,139人ということで，コロナ禍前に戻りつつあります。

浜口卓也委員

今後，デマンド型乗合タクシーの導入地域の拡充を検討されるとありました。今，とさでん交通も経営難で運転手がいないという問題になってきて，そもそも採算が取れていないわけですけれども，その状況も見ながら，徐々にこのデマンド型乗合タクシーに切り替えていくという計画があるのかどうかを教えてください。

出口忠彦交通戦略課長

公共交通業界ですけれども，路線バスも10年後には運転手が本当に10名前後に激減します。一方のタクシーも，平成28年には1,000名いたドライバーの方も令和４年度には750名になっており，４分の１減っています。ドライバーの平均年齢も67歳と高齢化が進んでおり，会社も25

年には41社あったのが，今は32社まで減っています。バス会社もタクシー会社も今後運行を継続することがなかなか難しい状況になっていますので，高知市もバス会社やタクシーの協同組合と一緒になって，今後どういった運行方法がいいのか，現在一緒になって検討しているところです。

浜口佳寿子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ，次に債権放棄について質疑はありませんか。

上田亜矢子委員

住宅新築資金等貸付金を借りるときの最高額の設定とかはあったんでしょうか。

あと徴収率が100％でないところは，今後の見通しはどうなっていますか。

佐竹真湖人権同和・男女共同参画課長

貸付けの金額は，条例の施行規則でそれぞれ上限が定められています。例えば，住宅新築資金でしたら30万円以上740万円以下とか，住宅改修資金でしたら４万円以上430万円以下とか，宅地取得でしたら30万円以上550万円以下といったように決められており，それで足りない場合の上乗せ措置もあります。

徴収は難しいところがあるんですけれども，今後の見通しとしては，今回のように，債権放棄に向けてどんどん進めて，分母を減らしていくことを目指していきたいと思います。

その中で，法的措置ができるものについては，積極的に取っていきますけれども，主に回収だけになってしまって，現年度分も終わりましたので，主に債権放棄についてどんどん進めていきたいと考えています。

上田亜矢子委員

県や国から補助が出る期間があったと思うんですけれども，それも使われてこの状況になっているということでしょうか。

佐竹真湖人権同和・男女共同参画課長

もともとこの事業をするに当たって，財源は国４分の１，起債４分の３となっていましたが，現在は終了しており，平成４年度に県が補助制度を新設し，例えば，競売をして，滞納額に満たなかった場合に，その金額の何割かを県が補填するといった制度が設けられています。

上田亜矢子委員

最初の質問について，貸付けをするのに最高額は幾らですかという質問でした。この方は，合計で1,000万円借りていますが，この方ではなく全体で，最高額の設定はあったんでしょうか。

佐竹真湖人権同和・男女共同参画課長

貸付けの種類によってその方の借入れをする限度額が設けられているんですけれども，先ほど言いましたように，借りる種別があって，この方も宅地取得資金と住宅新築資金を借りており，それぞれの貸付けの種類によって，借り入れる最高額がそれぞれ違ってきます。

山脇弘道市民協働部副部長

住宅を新たに取得しようとするときに，住宅を建てるときと，宅地を取得するところの合計は740万円プラス550万円なので1,290万円になり，これが原則的な上限となります。ただ，宅地のみを取得するケースもありますし，住宅を建てる資金だけ調達したいケースもありますの

で，それぞれのニーズによって上限額が変わってくるようなルールで実施していました。

大田芳男委員

徴収するのにかかる人件費とか人数は，どれくらいかかるものですか。

山脇弘道市民協働部副部長

現在，人権同和・男女共同参画課ではこの事業に３人の職員で当たっています。人件費は新陳代謝がありますので，毎年変動しますけれども，３人で対応しているのが現状です。

浜口卓也委員

先ほど，平成４年度から県の補助があるとおっしゃっていましたけれども，それは市に対する県からの補助ですか。

佐竹真湖人権同和・男女共同参画課長

はい，そうです。国を通じて県から市へ下りてくるものですけれども，償還推進助成事業という事業でして，市町村の事務費負担を軽減し，償還事務の適正化を目的として，平成４年度に創設されたものです。どちらかというと事務費の補塡といいますか経費の一部補助で，事務費を補助する制度になっています。

浜口卓也委員

案件に対しての割合といったものでないのであれば，どういう案分の補助があるのですか。

佐竹真湖人権同和・男女共同参画課長

もともと国の制度を使って借入れを行った場合には，それぞれどういった形で補助金が下りるのかが細かく決められており，例えば基本的な回収に係る費用や，督促に係る費用，強制執行の申立てに係る訴訟費用，競売後に配当金を入れても満たさなかった物件に対しての補助など，どういう形の補助金があるかが決められていて，それに基づいて算定するようになっています。

国の補助は，先ほど市町村に対する補助率が４分の３と言いましたけれども，この４分の３の内訳が，国４分の２，県４分の１となっており，借入れするときに県の制度を上乗せして貸し付けられる新築資金の償還に関しては，市町村に対する補助率が２分の１で，こちらは国がなくて県が２分の１になっています。

浜口卓也委員

競売で足りなかった分を補助してくれるということであれば，案件に対する額に応じて補助があるということですけれども，今回のように債権を放棄してしまったら，対象から外れてしまうという理解でよろしいですか。

佐竹真湖人権同和・男女共同参画課長

はい，そうです。債権放棄をしてしまうと，もう補助もないことになります。

浜口卓也委員

競売をされたら少しでも補助があるということでしたら，できるだけ放棄せずに，何とか頑張っていただきたいと思います。

山脇弘道市民協働部副部長

補足しますが，先ほど課長から，今の滞納分に関して債権放棄等で減らしていくと御説明しましたけれども，基本的には分割納付であるとか，期限が遅れた納付は続いており，それを管理していく仕事になります。債権放棄をする場合には，当然のことながら対象物件の抵当権を実行させていただいて，競売をした後，配当金を受理して，その差額についての債権放棄のみ

を今後検討していくことになりますので，そういった御理解でお願いします。

浜口卓也委員

その差額は補助が下りるという理解でいいですか。

山脇弘道市民協働部副部長

そのとおりです。

浜口佳寿子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ，市民協働部に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

〔午前10時59分休憩〕

〔午前10時59分再開〕

浜口佳寿子委員長

再開します。

それでは，市第81号議案及び市第91号議案の説明を総務部に求めます。

林充総務部長

総務部からは条例議案１件と契約議案１件となりますが，いずれも谷脇副部長から御説明させていただきます。

谷脇由人総務部副部長

それでは，お手元に配付させていただいている令和５年９月議会総務常任委員会資料１と書かれた資料の２ページを御覧ください。

市第81号高知市職員給与条例の一部を改正する条例議案については，１，改正の理由でお示ししているとおり，新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正があり，本年９月１日から施行されたことに伴い，所要の改正を行うものです。当該対策の実施のために派遣を受けた職員に支給することができるとされている手当ですが，新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣手当から特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に名称が変わりましたので，職員給与条例の規定の整備を行うものです。

２，法改正の概要になりますけども，新型コロナウイルス感染症への一連の対応を踏まえ，感染症の発生及び蔓延の初期段階から地方公共団体の機能を維持できる仕組み等を整備するために，緊急事態宣言の発出に至る前であっても，政府対策本部設置の段階から感染症の蔓延により当該市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときには，都道府県知事に対して特定新型インフルエンザ等対策の全部または一部の実施を要請することができるとされたものです。

また，あわせて保健所の業務が中心となりますけども，感染症の予防や感染症の患者に対する医療などの感染症法に規定された措置についても応援を求めることが可能となりました。派遣を受ける職員の想定としては，例えば自衛隊の医官や看護師等のほか，厚生労働省などの国の行政機関の職員，また高知県や県内の市町村職員などを想定しており，感染症の急激な蔓延などにより自治体の機能が停滞してしまう場合に，より迅速な対応が可能となるものです。

３ページには，新旧対照表をお示ししています。

なお，この改正法は，令和５年４月28日に公布されましたが，施行日については公布の日から起算して６か月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされており，８月14日に発出された政令により，９月１日から施行されることとなりましたので，今回お諮りすることを御理解賜りたいと思います。

４ページを御覧ください。その他議案の市第91号重要文化財（建造物）旧関川家住宅主屋ほか４棟保存修理工事請負契約締結議案は，旧関川家住宅の主屋ほか４棟の保存修理工事について，契約金額３億800万円で，高知市針木東町26番51号の有限会社有生と契約するものです。

本工事については，国の重要文化財の保存修理工事ですので，文化庁の指導を仰ぐとともに，文化財建造物修理に関する保存技術の保持団体として文化庁から唯一認められている公益財団法人文化財建造物保存技術協会に当該工事の設計監理をお願いしており，慎重な保存修理とともに信頼性の高い耐震補強も併せて行いながら，令和９年度の完成を目指して実施するものです。

なお，今回の保存修理工事に際しては，文化庁から，建造物としての価値の保存，継承と庭を含めた土佐藩の郷士，豪農の典型的な住宅遺構としての空間構成を生かした公開などの利活用についても求められています。文化財の価値と魅力を幅広い年代層や外国人見学者により分かりやすく伝えられるよう，展示，解説方法等を工夫することや，歴史的空間を生かしたイベント等を実施すること，また近隣の同じく国指定重要文化財である土佐神社等とも連携して，一宮地区における歴史観光拠点としての活用を目指すこととしています。

より多くの市民の皆様が地域の宝，地域の誇りとして感じることができるような，また，まちづくりや地域の学校との連携も視野に入れた文化財の新たな役割や価値を見いだす取組，さらには御指摘いただいている駐車場の課題の解消に向けて，より具体的な利活用策についても整備と並行して検討を進めながら実現していきたいと考えています。

説明は以上です。

浜口佳寿子委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

浜口卓也委員

これは市の単独予算ですか。

林充総務部長

昨年の12月に，令和９年度までの４億5,000万円の継続費をお認めいただいていますけれども，財源としては２分の１が国費で，一部に起債を充てて，残りが一般財源となっています。

浜口佳寿子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ，市第81号議案及び市第91号議案に対する質疑を終結します。

次に，総務部から３件の報告事項について一括して説明を求めます。

林充総務部長

その前に資料をお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

浜口佳寿子委員長

はい。
〔資料配付〕
林充総務部長
それでは，総務部から３件の報告がありますが，それぞれ所管の課長から御説明させていただきます。
藤原美穂文化振興課長
文化振興課からは，まず事務事業評価について御説明させていただきます。
事務事業評価の冊子の41ページを御覧ください。総務部からの事務事業評価の報告の個別事業名は，文化施設の整備と拠点機能の充実です。資料に沿って順次御説明させていただきます。
事業の位置づけは，高知市総合計画後期基本計画の施策体系で，大綱03，育みの環のうち，政策09，いきいきと学び楽しみ，活躍できるまちのうち，施策31，多様で魅力的な芸術・文化活動の推進に位置づけられています。
施策の目的としては，市民が芸術文化に触れ，親しむ機会を充実させるとともに，文化の担い手の育成や文化施設の積極的な利活用を推進することで，芸術・文化の振興を通じた心豊かな暮らしの実現を目指します。
また，地域に根差した漫画文化を定着させながら，その裾野を広げるとともに，まんが王国土佐を全国に発信していくことで，漫画文化を町の魅力と活力の創出につなげます。これは，総合計画に記載している内容になっています。
２，事業の根拠，性格については，記載のとおりとなっています。
３，事業の目的，内容等の対象は，市民となっています。
この事業の意図として，指定管理による民間企業の経営手法や，事業及び情報発信に係るノウハウにより，施設管理費用の削減や市民ニーズに応じたサービス提供等を実施し，また建物，設備の経年劣化により，大規模な施設更新が喫緊の課題となっていることから，今後長期にわたり安全かつ機能的に活用していくため長寿命化整備を実施し，拠点施設の機能強化を図るとしています。
事業概要としては，３つ上げていますが，情報発信力の向上や利用率向上への取組，文化活動の推進母体としての公益財団法人高知市文化振興事業団の体制強化，文化振興の拠点施設である文化プラザかるぽーと，春野文化ホールピアステージの充実と老朽化対策のための計画的な改修整備といったことを行っていくこととしています。
この事業の評価指標としては，文化プラザかるぽーと長寿命化整備事業の進捗状況にしており，指標設定の考え方としては，令和２年度から５年度の継続費予算により，設計施工一括方式で実施する改修工事を確実に完了させることにしています。
４，事業の実績等では，評価指標の目標と実績の状況，投入コストなどを示しています。高知市文化プラザかるぽーとの長寿命化整備事業の進捗については，令和２年度に事業者の決定，３年度から設計，工事着手，休館は15か月間と予定していましたので，当初の目標としては，３年度に設計完了，４年度に工事着手，５年度に工事完了という目標を設定していました。御存じのとおり，おかげさまをもちまして工事が順調に進み，４年度末に工事完了になっており，その実績が書かれています。
投入コストについては，文化プラザに関連する工事の決算額を記載しており，それぞれの内容は備考欄に記載しているとおりになっています。令和２年度は文化プラザのホールのつり物

バトンの更新があり，この年は工事の業者選定に係る支援業務を委託しています。３年度は文化プラザの長寿命化工事の設計業務，それとは別に中央監視設備等の更新も行っています。４年度，５年度は継続費の工事を行った決算と，５年度については予算額になっており，４年度からの繰越しの額と５年度の年割り額の合計を記載しています。

人件費などについては，大体かかった人役を入れている形になっています。

市民１人当たりのコストは，こちらに記載しているとおりですが，令和４年度については，大きな工事がありましたので，１人当たり9,987円という金額になっています。

次に，42ページの５，評価指標で表せない事業成果，市民満足度，その他課題点等の部分になります。

文化振興課で所管する文化施設として，先ほどは文化プラザについて投入コスト等を説明させていただきましたが，春野文化ホールなども文化施設として所管しています。春野文化ホールピアステージは平成８年の開館から27年目，文化プラザは14年の開館から22年目を迎えており，施設の長寿命化を図るために両施設ともに30年度に個別施設計画を策定し，公共施設等適正管理推進事業債を財源として長寿命化改修事業に着手しています。

春野文化ホールピアステージは令和２年度に，文化プラザかるぽーとについては４年度に休館して，安全性の確保や催事，サービスの安定運営等を目的とした長寿命化大規模改修工事を行っています。

次に，６，所属長評価について，まず事業実施の必要性は，右に評価の内容を書いていますが，文化プラザ，ピアステージの両施設ともに創造，発表及び鑑賞，学習等の活動や，市民が文化に触れる機会の充実を図る活動拠点として運営しており，多くの市民の皆様に活用されているところですけれども，どちらも開館から20年以上が経過し，これまでも大規模な改修工事が行われています。

ただ，施設の老朽化に伴い，施設や設備の劣化も進んでいることから，今回休館して工事を行いましたが，まだ積み残しの工事もたくさんあります。このため，適切な維持管理のために施設整備を進めながら，市民ニーズに対応していくことが大事ということで，①施策体系等での位置づけは，事業の実施が総合計画等に結びついていることからＡ評価としており，市民ニーズの傾向についてもＡ評価としています。

次に，事業内容の有効性ですが，文化プラザは，令和４年度に１年間休館して長寿命化工事を行っており，舞台の音響，照明設備等の更新や屋上防水など，緊急的に必要な整備についてはおおむね対応することができました。春野文化ホールピアステージについても，４年度に屋上防水の工事を行っており，今後も長寿命化計画に基づいて必要な整備を行っていくこととしています。当初予定していたものについては，事業を達成していますので，③成果の達成状況はＡ評価，事業内容についても，予定していたことができていますので，妥当であるということでＡ評価としています。

事業実施の効率性は，長期修繕計画に基づく修繕，整備の実施について，積み残しの修繕を含め，平成30年度に個別施設計画を策定しています。各施設の長寿命化改修も行っていますが，今後も改修が必要な部分が多く，休館や財政面との調整を図りながら計画を策定していく必要があります。これについては，これから計画を策定していくものになりますので，事業実施手法については，最適の状況にはなっていないことから，Ｂ評価としています。

⑥事業統合，連携，コスト削減は，長寿命化自体がコストの削減につながることですので，

長寿命化を図っていくことについては，現状が望ましいということでA評価としています。

事業実施の公平性については，受益者が市民全員，全般になりますが，指定管理者や文化振興事業団によって本市の計画及び市民のニーズに合わせた事業展開が行われています。また，芸術文化の拠点施設として多くの皆様にも御活用していただいており，妥当かつ適正に運営されていると考えていますので，こちらはどちらもA評価としています。

総合評価としては，事業継続のＡ評価としています。

部局長評価としては，文化プラザ，春野文化ホールピアステージともに，長寿命化改修を計画して取り組んでおり，今後も一定規模の改修が予想されますが，工事の計画は，利用者への影響を最小限とすることを前提に，財政面での調整も重要になります。

指定管理者及び高知市文化振興事業団のノウハウを生かした事業や運営が実施され，芸術文化の拠点施設として定着している施設なので，今後，より一層長期に利用していくための長寿命化計画について策定していくということで，事業継続のＡ評価になっています。

事務事業評価についての説明は以上になります。

続いて，高知市文化プラザ長寿命化整備事業について御説明させていただきます。

さきにお配りしているカラーのＡ４横の資料２枚で御説明させていただきます。

文化プラザの新たな長期修繕計画の策定に向けた進捗状況について，これまでの経過も併せて御報告させていただきます。

長寿命化整備は，老朽化した建物や設備について，物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え，機能や性能の水準を引き上げる改修を行うことで，改築と比較してトータルコストを削減することができ，公共施設を将来にわたり長く使い続けることが可能となります。

文化プラザは，完成してから約20年間，大規模な改修を実施してこなかったことから，館内の様々な設備の経年劣化が著しく，大規模な設備更新が喫緊の課題となっていました。そこで，令和３年度には中央監視制御設備や火災報知設備など，利用者の安全性確保のために緊急性の高い設備更新工事を行うとともに，４年度には１年間，全館休館し，優先度の高い部分を中心に大規模な改修工事を実施したところですが，各種設備の定期的な更新が必要なこと，また建物自体の劣化も進行していることから，今後も長期にわたり安全かつ機能的に活用していくために，改めて長期修繕計画を策定するものです。

長寿命化整備に至るこれまでの経過については，資料１ページの左側にまとめて記載していますが，令和元年度に劣化度調査及び整備基本計画策定業務を八千代エンジニヤリング株式会社四国統括事務所に委託し，その業務の成果品の一部として，概算事業費が総額約115億円の長期修繕計画が提出されています。

次に，令和２年度の８月議会において，全体の改修費用として20年間で115億円が必要であり，このうちの舞台機構等をはじめとした優先度の高い40億円分について，４年４月から15か月間，全館休館して実施するというこれまでの経過と今後の計画を御報告しましたが，想定以上の工事量となり，事業費も非常に高額であることから，議会からはセカンドオピニオンが必要であるという旨の御指摘をいただいていました。

その後，全館休館した整備では，令和２年度から５年度の継続事業として公募型プロポーザルにより選定した大成建設，荒川電工，エイアンドティ建築研究所の３社による特定事業共同企業体と契約を締結し，５年３月に工事が完成しました。５年４月１日には横山隆一記念まんが館，中央公民館，市民ギャラリーを先行してオープンし，７月１日には大小ホールがオープ

ンしています。

なお，御指摘いただいていたセカンドオピニオンについては，プロポーザル選定の際に，この大成・荒川・エイアンドティの工事ＪＶから，本工事に合わせて長期修繕計画を作成する提案があり，令和４年度末に提出されていますので，後ほど御説明させていただきます。

令和２年度から５年度までに実施した大規模改修の概要については，資料の右側にまとめて記載していますが，今回の整備は，緊急性の高い内容を優先して実施したものであり，これにより長寿命化事業が終了となるわけではなく，当初の全体改修の115億円のうち，残りの部分については，今後も引き続き実施していくことになります。

残る内容については，議会からも求められていたセカンドオピニオンに当たる計画案を含め，これまでに提出された計画や施工時に判明した劣化状況などを基に，公共建築課と共に精査し，今年度内の新たな長期修繕計画の策定に向けて現在作業を進めているところです。

新たな計画の策定の方針は，１ページの右下にありますが，今後10年間は全館休館をせずに，安全確保の対策を優先し，計画期間を令和５年度から24年度までの20年間とすることとしています。

裏面を御覧ください。こちらは，長期修繕計画のイメージ図になります。青い太枠で囲われたところが令和２年８月議会で皆様にお示しした，八千代エンジニヤリングから提出されたものをベースとした長期修繕計画の約115億円を表しています。このうちの左下に薄い緑と黄色で塗ったところがありますが，これは既に実施済みの工事で，２年度から３年度に繰り越して実施した電気工事3.5億円，２年度から５年度の継続費で実施した40億円の合計43.5億円となっています。

今後実施が必要な部分が赤い枠で囲んだ部分で，現在計画の見直しを進めている部分になります。昨年の工事の際に判明した劣化状況や見積りの査定率の見直しなどにより，令和元年度当時の内容に追加する分，減少する分が生じています。元年度から今年度までに５年たっていますので，物価が上昇した分なども含まれています。このイメージ図では，減少した分が右側にある精査減少分で，赤色で囲んでいるところが物価上昇も含めて下に継ぎ足している部分になります。この辺りを引き続き精査して，赤い枠囲みの部分を確定させるとともに，さきに御説明した，10年間は休館しない，安全性確保を優先するなど方針にのっとって，優先順位をつけながら24年度までの長期修繕計画を作成し，長寿命化整備工事を順次実施していきたいと考えています。

次に，今回の工事を実施した大成・荒川・エイアンドティの工事ＪＶから提出された新たな長期修繕計画について御説明しますので，２枚目の資料を御覧ください。

本市では，工事ＪＶから提案のあった長期修繕計画をセカンドオピニオンとして位置づけ，今後の実効的な計画策定に利用できるような成果品としてもらうために，策定に当たって条件を提示しています。市が提示した条件としては，今後の長期的な修繕計画につながるものですので，令和４年度までに実施済みの工事を除く部分について，24年度までの計画とすること，それから短期で休館を繰り返さないように今後10年間は全館休館しない計画にすることや，長期の計画になりますので，不確実な要素を極力省くために，工事ＪＶで独自の価格設定をせずに定価で見積もることや計画期間中の物価変動を見込まないこと，市としての基準がある諸経費についても含まないということで計画を策定してもらいました。また，天井改修に合わせて空調設備や消防設備を更新するなど，できるだけ無駄なコストを発生させないように工事範囲

を調整することなども指示しています。

その指示に基づき提出された長期修繕計画の総括表が下の表になります。それぞれの年度に必要な直接工事費が工種ごとに記載されています。計画期間については，これまで御説明してきた長期修繕計画に合わせて令和24年度までとしています。５年度は，今回実施した２年度からの継続費に係る最終年度になり，新たな計画は実質６年度からスタートしますので，５年度の見込み額は０となっています。この表の工事内容には，２年度以降に実施した工事，予算ベースの3.5億円と40億円を足したものが含まれており，これまで長期修繕計画として御説明していた115億円のものと同じ範囲になります。

工事ＪＶから提出されたこの長期修繕計画と令和元年度に提出された長期修繕計画などを参考に，工事内容や金額等を改めて市として精査するとともに，本市の基準で概算事業費を積算し，本市としての長期修繕計画を現在作成しているところです。これから作成する長期修繕計画は，この総括表のようなイメージで，年度ごとに実施する工事内容や概算事業費が明らかになる計画とする予定です。現在は，優先順位や運営上の留意点，例えばホールやギャラリーでは，全国大会などの大規模な会議の予約が３年ほど先まで入っていますので，施設利用への影響の有無や影響の大小などを考慮しながら，本市の財政状況も勘案して，各年度にどのような工事を行っていくのか，事業費を含めて精査しています。

概算事業費は，あくまでも現在の基準を前提として積算するため，毎年金額が変動すること，また急な故障などで計画を前倒しして工事を実施しなければならない事態も予想されることから，計画は毎年を想定していますが，周期的に見直していく必要があると考えています。

今後，12月議会で原案を御説明した上で皆様に御意見をいただき，３月議会では完成した計画を御報告する予定です。

新たな長期修繕計画の策定に向けた進捗状況の報告については以上になります。

大宮剛夫政策企画課長

それでは，私からは第３期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について御説明します。

資料は，右肩に政策企画課名で枠囲みをしているかがみ文と，Ａ４横の資料１，原案の冊子となる資料２，併せてＡ３サイズの戦略の概要版をお配りしています。本日の説明は，概要を取りまとめた資料１とＡ３サイズの概要版を中心に御説明します。

まず，Ａ３サイズの概要版を御覧ください。

高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略は，本市の人口減少克服に向けて平成27年度に策定した高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで掲げる，2060年の目標人口28万人を達成するための具体的な施策を取りまとめたものです。

中段のグラフでお示ししているとおり，人口ビジョン策定時の国立社会保障・人口問題研究所，いわゆる社人研の推計によりますと，まず青のグラフになりますが，2060年の本市の推計人口が約20万4,000人となるところを，合計特殊出生率及び死亡率の改善であったり，若者の転出超過の抑制を図るといったことに取り組むことで，赤のグラフの28万人にとどめることを目標としています。

これまでの取組については，この総合戦略ですけれども，国，県の方針とも合わせながらおおむね５年間を計画期間として取組を進めています。平成27年度からの第１期では人口ビジョンの策定と併せて取組全般を包括する内容で推進してきました。令和２年度からの第２期では，

「若い世代」，「結婚・出産・子育て」，「ＵＩＪターン」，「交流」，「郷土愛」をキーワードとして，そこに「地元定着・転出抑制」，「移住促進」を主な方向性に定め，それにつながるパッケージ型の取組ということで，他の行政計画とも連携を図りながら，それぞれの取組を進めてきました。

国において，昨年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しが行われ，令和５年度から９年度までの５か年を新たな期間として，総合戦略となるデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定され，あわせて地方版の総合戦略についても，この内容を踏まえた見直しに努めるよう手引が示されました。これを受け，現在の第２期戦略を１年前倒しして，デジタル技術の活用も踏まえた戦略としてブラッシュアップを行い，今回見直しを行うものです。

現在の第２期の戦略における主な取組内容や進捗状況について，資料１で御説明しますので，資料１の２ページを御覧ください。令和４年度までの進捗状況を取りまとめています。

本市の戦略は，大きく４つの基本目標を定めています。まず基本目標①しごとづくりの部分ですけれども，個人市民税の納税義務者，また総所得金額などについては，目標値を達成している状況ではありますが，県外からの観光入り込み客数といった項目はコロナの影響が大きく，目標値には届いていない状況になっています。

次に，基本目標②ひとの流れづくりについては，移住組数の部分は年々増加して目標を達成しているところですけれども，若者の転出超過数については，まだ目標値に届いていない状況になっています。

次の基本目標③ひとづくりについては，全国的に出生数が減少している状況で，本市でも合計特殊出生率，出生数ともに人口ビジョンを基に目標値を設定していますが，届いていない状況となっています。

基本目標④まちづくりについては，定住意向の割合として，目標値には届かなかったものの，依然として９割の方が本市に住み続けたい意向が続いている状況となっています。

第２期の戦略期間においては，やはりコロナの影響が大きく，数値目標の過半数が未達成となっていますが，引き続き，４つの基本目標を軸に取組を進めていく必要があると考えています。

次のページを御覧ください。ここからは本市の人口状況についてお示ししており，３ページでは本市の人口推移，４ページでは人口動態の推移，５ページはさらに人口動態の詳細について，それぞれ現状を分析してグラフを掲載しています。

本市の人口減少の要因は，４ページのグラフで推移を載せていますが，直近では出生数の減少，あと死亡数の増加による自然増減数が大きく減少しています。また，あわせて若い世代の転出超過による社会減は回復しているものの，減少のほうが続いている状況にあることから，３ページの下段にも人口を載せていますが，本市の人口は年々減少しているところで，最近では3,000人近く減少している状況が続いています。

６ページを御覧ください。人口ビジョンと本市の人口推移について比較したグラフをお示ししています。上段が人口ビジョン策定時の社人研における2013年の人口で，２段目の部分が2060年に28万人を目標人口とした場合の将来人口，３段目が約５年ごとに推計されている，直近の社人研における2018年の推計人口，一番下が本市の10月１日時点での推計人口という形で並べてお示ししています。

現状としては，2013年の社人研の推計ほどではありませんが，2018年の社人研の推計よりは

下回る状況が続いている状況で，実際のビジョンの目標人口からも下回っている状況になっています。

なお，最新の令和２年の国勢調査に基づいた社人研の推計が今年度中に示される予定で，また国や県の人口ビジョンについても今後示される予定ですので，そこの動向も注視しながら，この推計人口との比較分析を行っていきたいと考えています。

11ページを御覧ください。今回の改訂の背景となる国，県の動きについて御説明します。

国が策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略については，デジタルを活用して地方での個性を生かし，社会課題の解決と魅力向上を図りながら，地域活性化を加速化させるという構想の実現に向けた戦略で，令和５年度から９年度までの５か年を計画期間とし，これまでのまち・ひと・しごと総合戦略を見直して，策定されています。

次の12ページに国の計画の全体像をお示ししています。国の戦略の方向性としては，中段にあるとおり，これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略にある４つの目標に対して，デジタルの力を活用しながら地方創生の加速化，深化を図り，地方のデジタル実装の下支えをすることとして，デジタルによる基盤整備や人材育成などを推進することとされています。

13ページを御覧ください。今回，国の戦略策定に伴い，地方版の総合戦略についても，改訂に関する手引が示されていますので，見直しの要点をこちらで取りまとめています。

見直しの主な内容としては，施策間連携及び地域間連携の重要性の追加記載であったり，デジタル関連の外部有識者の参画，デジタル担当部局との連携といった推進体制，またその名称や期間などの考え方であったり，６番では地域ビジョンに関する記載が追加され，地域が実際に目指すべき理想像を再構築することが重要であるといったことが示されており，これらのポイントを踏まえ，今回の本市の戦略の見直しを行っています。

14ページを御覧ください。県の取組の対応方針をまとめています。

県についても，本市と同様，今年度中に，産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの改定の時期と重なっていますので，主要な計画の見直しに合わせて策定する予定となっています。

本市の戦略についても，県の戦略と大きな方向性に変わりはありませんので，この取組等についても，引き続き県と確認しながら策定を進めていきます。

16ページを御覧ください。先ほど御説明したＡ３サイズの概要版の内容と重なりますので，そちらで見ていただいても構いませんが，その場合は概要版の右半分を御覧ください。先ほどの改訂の手引を踏まえて，第３期の総合戦略における基本構成などをお示ししています。

まず，計画期間については，令和６年度から10年度までの５年間としています。国，県については，９年度までを予定していますが，本市では国，県の戦略を十分に勘案した次の戦略の策定も見据えて，戦略策定期間に空白が出ないように，今回のような前倒しも想定して，１年遅らせた10年度までの計画期間で設定しています。

また，計画の名称については，まちづくり，人づくり，仕事づくりという人口減少克服に向けた重要な視点を継承，発展させていく観点から，引き続き３期目のまち・ひと・しごと創生総合戦略としての策定を考えています。

なお，今回の国の戦略改訂の趣旨も踏まえて，副題として，「デジタルを推進力に，豊かな生活と持続的に発展するまちをめざして」を設定し，デジタルを活用しながら，さらなる戦略の推進を図っていくこととしています。

また，目指すべき理想像やその実現を取りまとめた基本方針を新たに追加し，基本方針が示

す町を目指し，基本目標ごとの基本的方向，施策，事業を通じて，それぞれの取組に対して，デジタルの活用を取り入れながら展開，推進していくこととしています。

なお，この基本方針については，第２期の戦略で位置づけられている主な方向性の地元定着と移住促進の継承に加えて，デジタル技術などの活用により，本市の課題解決と活性化を図るとともに，多様な主体との連携により取組を進めることとして方針を取りまとめています。

この４つの基本目標については，人口ビジョンに定める目標であることや，国における目標についても引き続き取り組むこととしており，第２期の基本目標を継承しつつ，その下段の基本的方向と施策，事業などについて今回見直しを図っています。

その下段に，今回の戦略の推進体制をお示ししています。庁内では，令和３年にデジタルの推進を図るＤＸ推進本部を設置していますので，ＤＸ推進本部との連携を推進体制に加え，デジタルの視点も効果的に取り入れながら戦略を推進することとしており，毎年度，取組や効果検証を外部の有識者会議であったり，議会等にも報告を行いながら，随時見直しを図るなど，ＰＤＣＡサイクルを回しながら進捗管理を行っていくこととしています。

17ページを御覧ください。こちらでは基本目標ごとの数値目標とそれぞれの基本的方向，施策等のＫＰＩについて一覧にして取りまとめています。

第２期からの修正箇所を赤字でお示ししていますが，基本的方向の⑮自然環境との共生として，環境分野の施策で，鏡川流域の関係人口の創出事業であったり，スマホアプリを活用した生物の多様性調査，環境学習などの取組を追加し，また⑱デジタル技術を活かした市民サービスの向上として，行政手続のオンライン化やデジタルディバイド対策などを項目として新たに追加しています。

18ページを御覧ください。デジタルの観点から，今回修正や追加等を行った取組について，資料２の戦略案から抜粋して取りまとめています。

基本目標１の関係の取組については，デジタルマーケティングやＥＣサイトの活用も踏まえた外商支援や伝統産業の推進，デジタル技術を活用した産地体制の整備などについてお示ししています。

基本目標２の関係の取組としては，ＩＣＴを活用した学びの保障を盛り込んでいます。

基本目標３の関係の取組としては，保育園の入所手続のオンライン化といった保育業務のデジタル化に加えて，地域子育て支援センターにおけるオンライン環境の整備，あと予約等のオンライン化なども行っていくこととしています。

基本目標４の関係の取組としては，今回新たに追加したスマホアプリを活用した環境学習の推進であったり，行政サービス手続のオンライン化の推進，あと公民館等でのスマートフォン教室などによるデジタルディバイド対策などについて取組を進めることとしています。

次のページを御覧ください。19ページからは，基本目標ごとに数値目標とＫＰＩの設定の考え方や目標値について取りまとめています。

まず，基本目標１に関する数値目標については，個人市民税納税義務者数や総所得金額，製造品の出荷額，観光入り込み客数といった数値を第１期，第２期の算出方法に基づいた目標を設定し，引き続き目標達成に向けて取り組んでいくこととしています。

21ページを御覧ください。基本目標２の数値目標ですけれども，こちらも第１期，第２期から引き続き，県外からの移住組数と15歳から24歳までの県外への転出超過数に数値目標を設定しています。

県外からの移住組数に係る目標値については，人口ビジョンで目標としている200組を既に達成している状況であることから，近年の平均の伸び幅を勘案し，令和10年度目標として，新たに500組を設定し，引き続き，移住者の確保に努めていきます。

15歳から24歳までの県外への転出超過数については，人口ビジョンに基づく目標数値として100人に抑制することを設定しています。

22ページを御覧ください。基本目標３の部分の数値目標ですけれども，第１期，第２期では出生数と合計特殊出生率を数値目標としていましたが，今回は，出生数と子育てしやすいと感じる市民の割合に変更しています。合計特殊出生率については，有識者の会議で委員から，戦略の目的として市民が暮らしやすいまちづくりに設定することが重要であり，合計特殊出生率は分母となる女性の人口の減少に伴い，実際の出生数が増えない場合も数字上は増加するといった御意見もいただいており，今回見直しています。

出生数の目標値は，第２期において，ビジョンの目標である令和６年で2,300人と設定していましたが，実際達成できていない状況や今の出生数の現状も踏まえ，第３期も引き続き，据え置いた形で設定して，2,300人の目標達成を目指す形にしています。なお，先ほど申しました今年度中に社人研の新たな推計人口も公表される予定であり，国の少子化対策の取組なども動きがありますので，そういった動きも踏まえて，推移には注視していきます。

なお，新たに数値目標とした子育てしやすいと感じる市民の割合について，基本目標３の実現につなげるためには，子育てしやすい環境を実感することが重要であることから，市民意識調査のうち子ども・子育て支援の充実の施策に対する満足度を参考に設定しています。

合計特殊出生率については，人口ビジョンにおける28万人の目標人口に向けた仮定条件でも設定していますので，引き続き数値の把握に努め，毎年度，有識者会議や議会においても推移を報告していきたいと考えています。

23ページを御覧ください。基本目標４の数値目標ですけれども，第１期，第２期から引き続き，高知市民意識調査における，今後も高知市に住み続けたいと思う市民の割合を設定しています。

令和５年度の速報値では90.9％と９割を維持していますが，今後は100％，市民の皆様全員が高知市に住み続けたいと思っていただくことを目指して取組を進めていきたいと考えています。

なお，個々の取組におけるＫＰＩについては，今回説明は省略しますので，また後ほど御確認いただければと思いますが，今回新たに施策に追加した先ほどの項目も含めて，それぞれ関係課と直近の基準値などを確認しながら，令和10年度に向けた新たな目標値を設定しています。

資料１では，戦略の改訂の概要を御説明しましたが，実際の素案としては，資料２に取りまとめており，第２期からの戦略の修正箇所については，赤字で全部お示ししています。先ほど説明させていただいた人口の推移なども，今回本市を取り巻く状況としてこの中に追加しています。初めてこの戦略を御覧になる方など，人口ビジョンがなくても動向が一定確認できるようにしたことと，人口減少，少子化などの現状を改めて認識していただくことも意識して追加と見直しを行っています。

先ほど申し上げたこの戦略に基づいて，ＰＤＣＡを回しながら進捗管理を行い，また議会等においても御報告し，御意見をいただきながら随時見直しを行って，戦略の推進を図っていきたいと考えています。

今後のスケジュールとしては，この戦略の策定については，議決案件ではありませんが，今年度末の策定に向けて，また市議会の皆様の御意見もいただきながら取りまとめていきたいと考えています。本日のこの委員会後，各議員の皆様にもこの資料をお渡しするようになっています。スケジュール上，一旦９月29日までの期限を設けていますが，また御意見等がありましたら，政策企画課まで随時御連絡をいただきますようよろしくお願いします。

なお，今後11月から12月までにかけて約１か月間，パブリックコメントも実施を予定しています。いただいた意見を全部踏まえて最終調整を行い，年度末の３月に議員の皆様に最終版をお配りする予定としていますので，引き続き御協力をよろしくお願いします。

説明は以上となります。

浜口佳寿子委員長

最初に，令和５年度事務事業評価結果について質疑はありませんか。

大久保尊司委員

施策の目的に，地域に根ざした漫画文化の定着とか，まんが王国土佐とか，漫画文化を町の魅力にとかありますが，春野のピアステージにもこの漫画文化に係る実績というか，まんさいのような何かそういうものがありますか。

藤原美穂文化振興課長

この施策の目的ですけれども，総合計画の施策31には，文化プラザや春野のピアステージだけではなく，いろいろな成果指標が含まれており，その施策31の中の個別事業として，文化施設の整備と拠点機能の充実の部分が今回評価した事業になっています。今回の事業の目的には，漫画文化の定着そのものなどはなく，また春野のピアステージでも漫画に関して特に何か取り組んでいることはありません。

大久保尊司委員

では，個別事業名の拠点機能の充実としては，文化プラザにはまんさいとか，まんが館といったものがあるので，文化プラザだけというイメージがすごくあるんですが，その辺りを説明していただけますか。

藤原美穂文化振興課長

漫画文化に関することは，おっしゃられるように文化プラザのまんが館が中心になっています。施設としては，春野のピアステージには漫画に関したものはなくて，漫画に関連した事業も特に行っていませんので，漫画文化に関しては文化プラザが中心になります。

大久保尊司委員

では，文化施設の整備については両方あって，拠点機能の充実はそれぞれにおいて様々なものがあると理解しました。

あと，漫画文化と言いますけれども，市民にとって漫画がどれぐらい文化になっているか，どういうイメージを持たれていますか。

藤原美穂文化振興課長

高知市は，高知県内を含めてですけれども，漫画家の方を多く輩出していますので，本来であれば高知市で力を入れて発信していくべきものだと思います。漫画が文化であることの表現は少し難しいですが，高知市は横山隆一さんの御出身であることもあり，いろいろ漫画に関する情報発信を行ったり，漫画に関する企画を行ったりして，高知市からまた多くの漫画家を輩出したりとか，高知の漫画に興味を持って，全国から来ていただけるように事業をいろいろし

ています。まんが館の資料についても，戦前とかかなり古い貴重な資料もありまして，漫画のことを研究される方から資料の閲覧の申請があったりもしますので，そういったことで漫画文化の拠点として，ある程度役割を果たしているのではないかと考えています。

大久保尊司委員

漫画家が多いことは，漫画が好きな人はよく分かっていると思いますし，今年は久々にまんさいがかるぽーとで開かれるので期待されている方もいるでしょうし，また集客もできるのではないかと期待しています。

ただ，漫画に興味がない人というか，漫画に関わっていない人に高知市の魅力を伝えるとなると，やっぱり高知市を土台にしたような漫画，もっと高知市だということが分かるような漫画がすごく評判がいいと思います。

今回のよさこいの窪之内さんの絵も，誰の絵か分からないけれども，よさこいイコール高知市というイメージが強くて，すごく評価がいいというか，そんなに漫画に興味がない方でもすごくきれいとか，格好いいという評価が多いので，もう少しそういう形で努めていただけたらと思いますが，どうですか。

藤原美穂文化振興課長

窪之内先生には高知との御縁で，すごくいい絵を描いていただけてよかったと思っています。また今年の４月には，かるぽーとのオープニングのときに「竜とそばかすの姫」展を行いまして，あれも高知が舞台で，高知市内の鏡川の風景といったところも映画に出てきて，聖地巡りという形でファンの方が来てくださって，そのあたりの数を把握しているわけではないんですけれども，全国に高知を発信していくツールとして漫画というのはすごく分かりやすくていいものであると思っています。これからもまんが館と協力して，できるだけ高知に根差した，高知を発信できるような，漫画で高知を発信していけるような取組もやっていきたいと考えています。

浜口佳寿子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

一旦休憩します。

〔午後０時４分休憩〕

〔午後０時58分再開〕

浜口佳寿子委員長

再開します。

次に，高知市文化プラザ長寿命化整備事業について質疑はありませんか。

清水おさむ委員

今回の大規模修繕をする前の議会で，かるぽーとについては幾つか話題になったことがあります。公民館が最上階にあるんですけれども，最上階である必要があるのかという議論もありましたし，究極は高知県民文化ホールと合築してはどうかという話もありました。今後115億円が要るということで，独自に整備しなくてもいいのではないかという議論があったんですけれども，そのときの議論も含めた長期修繕計画になっているのか，まずお聞きしたいと思いま

す。

藤原美穂文化振興課長

115億円の計画をお示ししたときに議論があったことについてですけれども，中央公民館については，構造的にあの場所から動かせるものではないので，今後あの場所のまま，建物を適切に，安全に使っていけるような改修をしていくことになり，今あるものは全部安心・安全で利用者の利便性にかなう施設として改修していく予定にしています。

県民文化ホールとの合築ですけれども，その議論が出てから，県民文化ホールの所管課である当時の文化振興課とも意見交換をしていますし，先日も県民文化ホールがあと十数年で築50年になりますので，何か長寿命化であるとか改修の計画があるかお聞きしたところ，今のところ何も考えていないとのことで，耐震化の工事と，天井の改修をしたところなので，当面の間はこのまま使うつもりだというお話をいただいています。今後，県が県民文化ホールについてどのような考えになられるのかというところもありますし，その辺りについては密に情報を共有しながら，合築は相手もあることですので，今の段階では，合築はないものとして一旦計画を立てる予定にしています。

清水おさむ委員

県は文化ホールも県民体育館も，両方とも老朽化しているにもかかわらず，計画があまり前へ進んでいないので，引き続き情報を取っていただきたいのと，もう一点は財源のことです。これは財務部の所管になるかもしれませんが，今回の改修も，公共施設等適正管理推進事業債が本来ならば期限が来ることが分かっていたけれども，たまたま延長したからこれが使えたという実情があります。今後20年間の中で，今考えられる，有利な財源と言われるものがあるのかどうかは総務部で確認まではしていませんか。

林充総務部長

今回の工事もそうですけれども，財源として使えるもので言うと，緊急防災減災事業債が一部使えると思います。あと公適債も対象になると思いますけれども，御承知のとおり公適債も令和８年度までの期限となっていますので，これがなくなると本当に公適債と同様の有利な起債は今のところ想定できていない状況です。

大田芳男委員

かるぽーとを直すのに修繕費をかなりかけるということですが，前にあるエスカレーターは意味があるんですか。かるぽーとへ入るには階段を上がって，それからエスカレーターへ乗りますけれども，それをしなくても，横から回れば３基のエレベーターで行けます。必要がなければ，何かほかのものに替えたら修繕費も安く済むのではないかと思いましたので，よろしくお願いします。

藤原美穂文化振興課長

かるぽーとができたときは，２階がメインで人が一旦集まって，そこからそれぞれの施設へ分かれていくというコンセプトで造られており，２階からエスカレーターがあって，７階のギャラリーへ行くという動線で造られています。おっしゃるとおりエスカレーターだけでなくエレベーターもありますので，エスカレーターがある間は適切に使えるように管理していきたいと思っているんですけれども，今後についてはその辺りも検討しながら，更新の時期がまた来ますので，そういったときには検討しないといけない課題かもしれません。

大田芳男委員

ある以上，なくなるまでずっとやらないといけないので，思い切って，もうやらないというところを目指していかないといけないのではないかと思います。それから，２階から１階への導線でも言いましたけれども，今は１階から入れるように改修されたとのことでしたので，エスカレーターは必要ないのではないかと思いました。そういう意味で言いました。

藤原美穂文化振興課長

今はまだ使える状態ですので適切に管理していきますが，更新のときにどういった方法がいいのかというところはまた検討しないといけないという意味でした。言葉が足りず申し訳ありませんでした。

浜口卓也委員

先ほど，かるぽーとは２階に人が集まってとおっしゃられましたけれども，そもそもその計画のときには，はりまや橋とつなぐという計画から，２階のエントランスになっていたと思います。バブル崩壊後の2001年当時に，そういった壮大な計画を立てられて，見通しの甘さから構造上の欠陥を生んでしまっているという認識を一旦持っていただきたいです。

行政というのは風化していって，過去のことを善としていくような風潮がありますけれども，見通しの甘さ，そして失敗したことを今後繰り返さないために，修繕の計画においても，今あるものを単純に改修してしまったら，また今後同じ議論が巻き起こるだけなので，将来の見通しを明るくする修繕の計画に変えていくべきだと強く申し上げたいわけでして，利用している方々からは多少の批判があると思います。

ただ，この金額をお示ししたら，115億円があればホールを新設できるわけですから，そういったことも考慮して，私は今後の修繕計画を大幅に縮小するか，将来的に縮小していくような構造に変化させていってほしいと思いますが，お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

林充総務部長

御指摘のとおり，もともとセカンドオピニオンですけれども，115億円と40億円の差額の75億円が発射台で，ここからどこまで事業を圧縮できるかというところが一番の主眼でしたので，そこが膨らんでいる状況には，確かに皆さんびっくりされたのではないかと思います。

ただ，課長から説明したように，本日お示しした金額は，あくまでＪＶが出したセカンドオピニオンでして，その条件には提案者独自の価格設定など，請け負う業者によってお金が変わるような，不確定な要素を除いていますので，その条件だけでも当初の設定からは膨らんでいることに加えて，資材単価も含めて物価が相当上昇していますので，現在109億円という膨らんだ状況になっています。

委員がおっしゃられるとおり，できるだけ効率的な運営をやっていかなければいけませんので，今後これから業者が出されたセカンドオピニオンをしっかりと精査し，もちろん一番は安全性の確保が大前提ですけれども，その上で抑えられるところはしっかり抑えていきたいと思います。これからこの３か月間にしっかりと精査して，12月には一定の額をお示しさせていただきたいと思っています。

浜口卓也委員

工事に入った後に，だんだんと工事費が膨らんでいくのは当然考えられることでして，やっているうちにあれも必要だった，これも必要だったということになりがちで，計画よりも工事費が結果的に増えることは新庁舎でもありました。安全は当たり前ですけれども，この機能に

ついては将来に向けて縮小していくといった観点も，清水委員がおっしゃられたとおり，県市連携でできるのであれば，その方向に持っていっていただいて，思い切ったことも念頭から外さないでいただきたいとは申し上げておきたいと思います。

林充総務部長

御指摘のとおり，そういったところを念頭に置いて精査していきます。ただ，やっぱりこの施設自体が建設当時からいろんな方の思いが詰まってできた施設ですので，いろいろ直す際には，我々としても利用者であるとか市民の声を聞きながら，見直すところは見直していきたいという思いです。利用者とかいろんな方の意見を聞きながら，できるだけ経費を抑えていくような方策については，これからも探っていきたいと思います。

神岡俊輔副委員長

かるぽーとについては，金額もそうですけれども，午前中のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で人口減少の話もありました。利用者数も減っていく中，人口ベースも基礎に入れた上で，長期修繕計画を立てているのかどうか，お聞きしたいです。

藤原美穂文化振興課長

長期修繕計画については，今ある建物は簡単に小さくしたりできませんので，人口が減っていくことは加味せずに，今の施設を適正に管理していく，利用者の方が安全に快適に使える施設として維持していくことを念頭に計画を立てています。人口減少ということで言えば，清水委員，浜口委員がおっしゃったような県との施設の数が適正なのかどうか，県庁所在地として人口規模と施設の数について考えていかなければなりません。それについては，県民文化ホールが築50年になる頃が節目になるのではないかと考えていますが，ただ県としても，今のところはお考えが特に何もないということでしたので，それはまた将来に向けて，県と情報を共有しながら考えていかないといけないことだと思っています。

神岡俊輔副委員長

ぜひとも両方の思いを持った上でやっていく必要があると思います。そして，人口が減って，利用者が本当にいるのかどうか，それから高齢化もしていく中で，本当に同じような施設が２つ要るのかというところも含めて，今の長期修繕計画も計画しながら，両方で考えていただきたいとお願いしておきます。

それと，セカンドオピニオンの市が提示した作成条件の中で，無駄なコストを発生させないように各工種で工事範囲を調整とあり，ＪＶ作成の計画では，各工種で改修範囲などを合わせることにより効率化を図ると書いています。ＪＶが作成した長期修繕計画の効率化という部分については，建築関係のきちんとした技術職がいないと，総務部ではこの辺のチェックがしづらいと思いますが，その辺はどのように担保されていますか。

藤原美穂文化振興課長

文化振興課の職員は事務職員ばかりですので，この長期修繕計画を令和２年度からの継続費で実施するに当たり，公共建築課の職員を兼務として文化振興課に配属していただいています。この計画については，ＪＶから出てきたものの精査は公共建築課の職員にお願いしてやっていただいています。

浜口佳寿子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ，次に第３期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について質疑はありませんか。

大田芳男委員

移住の問題について，移住者が毎年高知へ来ていますけれども，そういう方はずっと定住しているんですか。それとも何年かしたら減っていくのか，お聞きしたいと思います。

大宮剛夫政策企画課長

移住者については，入ってこられたときに転入者アンケート等を取って，移住の状況を理由も含めて把握するように課のほうでしています。また２年ごとにアンケートを取って，その後の状況みたいなのもアンケートで聞くようにして，その辺で定着に結びついているかどうかも状況を確認するようにしています。

大田芳男委員

それで，どれぐらいの方が定住していますか。100％ですか。

大宮剛夫政策企画課長

100％ではないとお聞きしていますが，ほとんどの方がまだ高知市の中に残られているとお聞きしています。

林充総務部長

移住の定着率は，令和４年度で言うと95.6％となっています。

大久保尊司委員

基本目標２について，21ページに県外からの移住組数が出ていまして，令和10年に500組という目標ですけれども，県内のほかの市町村と比べて，人口比率で見るとどういった感じになるか分かりますか。

大宮剛夫政策企画課長

市町村の割合までは把握していないですけれども，県は令和５年度に1,300組を目指すという目標を掲げています。高知市は，４年度に348組になっており，３分の１ぐらいは高知市が占めている状況になっています。移住者の人数についても540人で，県全体で1,500人ぐらいだったと思いますので，大体３分の１ぐらいを高知市が占めています。

市町村でどれぐらいの割合になっているかを県で確認しているかは分からないんですけれども，県もこれから戦略の見直しで，移住の組数とか人数を県の全体の動きも含めながら，新しく設定していくとお聞きしています。

大久保尊司委員

高知市外の山間地域でしたら，やっぱり自然とか農業といった特定の移住理由があるかもしれませんが，高知市となると県都市になるので，そこで働く，生活する基盤になることがすごく大事だと思います。あと五，六年で1.5倍ぐらいにするために，今具体的にこんなことをしたいといったお考えなどはありますか。

林充総務部長

まだ具体的に固まっている状況ではないですけれども，人口減少問題で言うと，若い世代の転出超過が一番の課題と捉えており，今後の移住に向けて若い世代の移住，特に県がこれから若い世代のＵターンにすごく力を入れると聞いていますので，県と連携しながら，そういうところをターゲットに移住施策を進めていきたいと考えています。

大久保尊司委員

15歳から24歳までの県外への転出の事案があって，これを100人に減らしたいということで，比率が移住に比べて，５分の１以上減らすことになっています。高校生の進学を考えると，なかなか総務部で進学を食い止めるのは難しいところがあるかもしれませんが，ここもどういう形で残ってもらえるようなことを考えているのかを教えてください。

林充総務部長

ここも具体的なところはなかなかなくて，確かに令和４年度で言うと535人で，これまでよりかなり減ってはきましたけれども，もともと100人が目標ですので，まだまだ実現には達していない厳しい数字だとは認識しています。そのために，当然移住・定住も含めてですけれども，一旦，例えば進学とかで県外へ出られた方を何とかＵターンで戻ってくる，先ほども言いましたけれども，県がＵターンに力を入れようとしていますので，県とも連携しながらそういうところに力を入れていきたいと思います。

あと特に，今高知市では人材不足がいろんな業界で課題になっていますので，そういった人材不足と，若い世代の移住といいますか呼び戻しをいかに上手にマッチさせながら，何とか，非常に高い目標ですけれども，県外への転出超過の抑制を図っていきたいと考えています。これを達成できないと，今後の出生数とかにもかなり影響してきますので，まずはこういうところをしっかりと取り組んで，何とか目標を達成していきたいと考えています。

大久保尊司委員

この24歳までの間というのは，大学を卒業してＵターンで帰ってきてもらうことも含めた数で，一旦出ても24歳までに帰ってくれば，転出したけれども転出には入らないという捉え方でいいですか。

林充総務部長

そこだけではないですけれども，大学を卒業して，通常22歳，23歳ぐらいで戻ってこられる方々に，県外へ出たけれども，また高知へ戻って高知で就職していただきたいといったところも含めた数字になっています。

清水おさむ委員

計画策定に向けて御意見をいただきたいということもおっしゃっているので，意見も含めて申し上げます。

まず，先ほどの21ページですが，15歳から24歳までの県外への転出超過数の基準値，目標値を決めるということで，この間，県の会議でどこかの大学の先生が，特にこの年代の女性がいないことが問題だと指摘されているので，これは男女の合計数だと思いますから，あの指摘をもう少し検討して，男女で表記するとかにしたほうがいいのではないかと１つ意見を申し上げておきます。

22ページの基本目標３ですが，本会議場でも言った希望を実現するという言葉について，これを変えることはできないのかもしれませんが，結婚もそうですし，持ちたい子供の数の希望もどんどん落ちてきているので，希望を実現するだけでは駄目だと思います。

それで出生数という数値と，定量目標と定性目標である右側の子育てしやすいと感じる市民の割合を目標値にするのだと思いますけれども，やはり定性目標として，子育てしやすいと感じる人をどれだけ増やすとか，理想的な子供の数と現実に持ちたいと考えている子供の数の比率に関しては，分母が２以上で分子も２以上でしたらいいですが，両方が２未満の数で，それが80％，90％になっても人口は増えないので，ここら辺りもどうかと思いますが，いかがです

か。

大宮剛夫政策企画課長

まず，１点目の転出超過のグラフのところですけれども，資料２の３ページの図表５に令和４年度の男女別転出超過数を男性が青のグラフ，女性がピンクのグラフという形でお示ししています。見ていただいたとおり，男性と比べたときに女性のほうが20歳から24歳にかけて，突出して多く出ている状況になっています。

基本目標３の希望の実現の部分ですけれども，晩婚化が進んでいるのもあって，婚姻数も下がってきており，いただいた御意見のとおり，そもそもの分母が減っていくと，やはり率では出てこない部分はどうしてもあります。先ほどの合計特殊出生率の考え方の部分でも御説明しましたが，率だけで見たとしても，それで改善したかどうかというのは単純にははかり切れない部分がありますので，今回の数値目標では出生数という数を押さえるようにはしていますが，そういった部分で，あくまでも目安として見ていく形にしながら，こういった部分の指標も見ながら，また全体の数も併せて一緒に見ていきたいと考えています。

上田亜矢子委員

この中でデジタル化というのがすごく耳に残ったというか，進められていると思ったんですが，それを思いつつ，自分の机を見ると，ほとんどが紙ベースだと感じています。資料がどれか分からないといったこともなくなるように，一斉送信していただいたら進むのも早いとか，そういうことを考えています。

市民税の納付書の裏も幾つかはできるようになっているんですけれども，車の重量税みたいにＱＲコードがついていたら，すごくありがたいというのを市民の皆様の声も聞きつつ，早くそういうふうにしていただきたいと思っていますが，将来，そういったことを見据えているのでしょうか。

あと先ほども言われていましたが，概要版の右の基本的方向のところに，安心して妊娠，出産できる環境づくりとか，清水委員がおっしゃった女性のことを書いてくださっているのはすごくうれしいです。でも，その前に結婚もしないといけないので，結婚という言葉がここになくて，もしかして11番の将来家庭を築くための支援というのが，結婚を指しているのですか。その中で新生活支援金とかもあって，高知県では34市町村の中で多分15ぐらいしかまだできていないと思うんですけれども，国から２分の１の補助もあるので，これから先，結婚していく人にも有利な，市にも有利なものをどんどん引っ張ってきていただきたいと思いますが，そういうことも考えられているのでしょうか。

林充総務部長

まず，先ほど納税通知書を例示されながらＱＲコードとかの話があったかと思いますけれども，こちらは財務部が所管にはなりますが，コンビニ交付であるとか，あるいはスマホ決済といったことは順次進めています。対象範囲も拡大していると思いますが，まだ全てに行き着いてはいない状況で，ただ，デジタルを利用して住民の皆さんの利便性を高めていくことは役所全体の方針ですので，それぞれ順次進めていこうかと思っています。

もう一点，婚活といいますか，結婚を支援するところですが，今高知市の総合戦略で言うと，青年センターで，青年センターを通じた出会いの場の創出に取り組んでいますけれども，それ以外の分では高知市独自にやっている状況ではありません。ただ，おっしゃられるとおり，婚姻そのものは一人一人の人生設計等というところで，行政が前に出て言える部分がなかなか難

しいデリケートな部分もありますけれども，今の出生数が少ない要因は，そこにも間違いなくあると思っています。高知県がこうち出会いサポートセンターを設立して，いろんな取組をやっていますので，今後県とも連携しながら高知市としてそういった婚姻をつなげられる取組ができるかどうかは，検討していきたいと思います。

あと，婚姻の希望をかなえるためには，雇用の場の創出も非常に大事だと思いますので，そういったところにも力を入れながら，将来の不安を取り除いていくような取組も進めていきたいと感じています。

大久保尊司委員

先ほどの転出とかになってくるとは思うんですが，転出するかしないかを決めるのは若い人がほとんどだと思います。もちろん子育てされている御家庭の支援は物すごく重要であって，そういうこともしっかりと，今後の概要案にも示していただいているのはいいと思うんですけれども，この高知で生まれて，学んで，育っている本人にもしっかりと視点を合わさないといけないと思います。無理やりやらされた感はないかもしれませんけれども，でもやっぱりここまで自分を育ててくれたという，そこまで恩着せがましくならなくてもいいとは思うんですけれども，本当に育ててもらった高知が好きだから，やっぱり高知で仕事をしたいという，そういう政策というか，そういうものを全面的に出したらどうかといつも思いますが，どうですか。

林充総務部長

おっしゃられるとおりで，そこは我々も同感です。そのために今の第２期の総合戦略でも郷土愛をキーワードに地元定着を掲げて進めているところで，郷土愛は本当に幅広い取組になろうかと思いますけれども，そこについては教育委員会とかとも連携しながら，また市民協働部では，こうちこどもファンドであるとかいろんな子供たちをターゲットにした取組を進めていますので，役所全体でそういった郷土愛を育めるような取組は進めていきたいと考えています。

大久保尊司委員

あと，しっかり外貨を稼ぐということ，そして企業をしっかりバックアップする，仕事ができる，生活ができるといった環境をつくっていく，そういうことも大事ですけれども，若い人がやりたいことをやれる，極端に言えば起業するのを応援するとか，そういうことも考えてもらいたいと思いますが，いかがですか。

林充総務部長

おっしゃられるとおり，高知へ帰ってそのまま就職されるだけでなくて，やっぱり新たに企業を興す，そういったところで商工観光部なども一定力を入れていると思います。なお商工観光部とも連携しながら，そういった取組の拡充について検討していきたいと考えています。

浜口佳寿子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ，総務部に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

〔午後１時36分休憩〕

〔午後１時37分再開〕

浜口佳寿子委員長

再開します。

議案についての討論に移りますが，討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論の申出はありません。

これにて討論を終結します。

これより議案の採決に入ります。

市第81号議案，市第86号議案及び市第91号議案の計３件について一括して採決いたします。

以上３議案について，原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって，市第81号議案外２件は，原案のとおり可決することに決しました。

続きまして，請願に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論の申出はありません。

これにて討論を終結します。

続いて，請願第２号の採決を行います。

本請願は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

賛成者はありません。よって，本請願は不採択とすることに決しました。

次に，閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

委員会条例第40条の規定により，お手元に配付いたしました申出書のとおり，各事件について閉会中もなお継続して調査いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって，さよう決定いたしました。

次に，閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため，委員派遣を行う必要が生じました場合，議長に対し，委員派遣承認要求を行うこととし，派遣委員，日時，場所，目的及び経費などの手続につきましては，委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって，さよう決定いたしました。

次に，委員長報告については委員長に一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め，そのようにいたします。

以上で総務常任委員会を閉会します。

〔午後１時40分閉会〕